

関係資料

平成 19 年 11 月 7 日

金融庁

経済財政改革の基本方針2007(抜粋)

平成19年6月19日

第2章 成長力の強化

2. グローバル化改革

【改革のポイント】

2. 金融・資本市場の競争力強化のため、①取引所等の市場インフラ(フィールド)、②金融機関や機関投資家(プレーヤー)、③市場監視(審判)を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。

【具体的手段】

(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称。以下同じ。)の策定

「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

① 取引所の競争力の強化

取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

② 銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し

優越的地位の濫用や利益相反の防止などの措置を講じた上で、銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しを行う。

③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備

平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

④ 競争力強化に向けた総合的な取組

規制監督の透明性・予見可能性の向上等、競争力強化に向けた環境整備について総合的に引き続き検討を行う。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化に向けて都市再生の取組を進める。

○経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会
金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告（平成19年4月20日）

1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。

(1) 金などの現物及び商品先物の投資信託法上の特定資産化

○ リスク・アセットの選択肢を拡大することにより、個人の投資資金の流入が進み、市場取引に厚みが出ることが期待される。このため、投資信託やETF(上場投資信託)に金などの現物及び商品先物を主たる資産として組み込むことを可能にするなど、新しい金融商品を生み出すための制度整備を行なうべきである。

(2) 取引所間競争を促進するための金融商品取引法、商品取引所法等の改正

① 取引所の国際競争力を強化するためには、取引所間の競争を促進するとともに、新しい金融商品の開発やシステム投資を促進するための制度整備を行なうことが必要である。このため、証券取引所に商品先物、商品先物オプションを上場できるようにするとともに、金融先物、商品先物等も含めた総合取引所の設立を可能とするよう制度整備を行なう。また、将来的には、電力市場、排出権市場なども総合的にカバーする取引所の実現を可能とするべきである。

② この際、柔軟な組織再編が行なえるよう、証券取引所の持株会社の下に商品取引所を設立することを可能とするべきである。また、総合取引所や証券取引所における商品先物取引については、商品取引所法の適用除外とし、金融商品取引法の下で規制を行なうべきである。なお、こうした規制の対象になるのは、市場規制としての共通項を有する事柄であり、上場商品の組成農産物・エネルギー等自体に対する政策的観点の意義と矛盾するものではない。

③ 他方、我が国の商品取引所については、グローバルな資金の流れから完全に取り残されており、我が国が世界第二位の経済大国であるにも関わらず、外国に価格形成の主導権を奪われている。商品取引所の活性化に向けて、抜本的な改革を行なうことが不可欠である。このため、取引所のガバナンスを強化するため、現在事業者による会員制組織である取引所の組織形態の株式会社への転換や株式の上場を促すべきである。また、監督官庁と取引所の関係を規律あるものとするため、取引所への監督官庁からの天下りを制限するとともに、上場商品に関する主務大臣認可を廃止し、取引所の自主規制に任せるようにする等、商品取引所の国際競争力の強化に向けた抜本的な改革を断行すべきである。

○我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理
(平成19年6月13日)

II. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

③ 市場制度

・取引所における取扱商品の多様化

— 「厚み」のある市場を形成し、我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高めるためには、海外取引所で上場されているような多様な商品が我が国でも取り扱われることにより、利用者の利便性が向上することが重要であり、投資家保護の観点等に留意しつつ、ETF(Exchange Traded Funds: 上場投資信託)の範囲の拡大等、取扱商品の多様化に向けた制度整備について、今後、検討する必要がある。

3. 各市場参加者(プレイヤー)が取り組むべき課題

(1) 市場開設者

・取引所における取扱商品の多様化

— 我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高めるためには、取引所において多様な商品が取り扱われることにより、利用者の利便性が向上することが重要であり、投資家保護の観点に留意しつつ、市場参加者のニーズを踏まえた各取引所による積極的な取組みが期待される。

海外主要取引所の取扱商品の状況

国	取引所	有価証券	(証券 金融)	先物	商品先物
米	NASDAQ取引所	○			
	CME グループ	シカゴマーカンタイル取引所 (CME)	○	○	○
		シカゴ商品取引所	○	○	○
	NYSE・ユーロネクストグループ	ニューヨーク証券取引所 (NYSE)	○		
		ユーロネクスト・パリ	○	○	
仏		ユーロネクスト・ライフ	○	○	
英		ロンドン証券取引所	○		
独	ドイツ取引所グループ	フランクフルト証券取引所	○		
		ユーレックス		○	
		ヨーロピアン・エネルギー取引所			○
星	シンガポール取引所グループ	シンガポール証券取引所	○		
		シンガポールデリバティブ取引所		○	
		ジョイントアジアンデリバティブ取引所			○
韓国	韓国取引所	○	○	○	

(各取引所のホームページにより調査)

アメリカにおける主な取引所の取扱商品

取引所名	有価証券 現物	主な上場デリバティブ商品(先物・オプション)			
		金融関連	農産物	エネルギー 工芸品	その他
ニューヨーク証券取引所(NYSE) ^(注) [NYSE・ユーロネクストグループ]	○				
NASDAQ取引所	○				
CMEグループ	シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME)		バター 粉乳 ミルク 脱脂粉乳 チーズ 食肉牛 生牛 材木 パルプ 冷凍豚 ブタ 肥料 窒素肥料 エタノール 外国為替 株価指数 金利		経済指標 不動産指数 天候
	シカゴ商品取引所(CBOT)		コーン 大豆 大豆油 大豆ミール 小麦 エタノール 大麦 コメ 株価指数 債券指数 金利 CDS指数	金 銀	
シカゴ・オプション取引所(CBOE)		個別株式 株価指数 債券指数			
ニューヨーク・マーカンタイル取引所 (NYMEX)				WTI原油 天然ガス 燃料油 無鉛ガソリン ブレント油 ガソリン プロパン 石炭 金 銀 プラチナ パラジウム 銅 アルミニウム	
ニューヨーク商品取引所(NYBOT)		ココア 綿 コーヒー 冷凍オレンジ 果汁 パルプ 砂糖 エタノール 外国為替 株価指数			

(注) ニューヨーク証券取引所を傘下に収めるNYSEグループは、2007年4月に持株会社形態によりユーロネクストグループと経営統合している。

(各取引所のホームページより調査)

英・独・仏における主な取引所の取扱商品

	取引所名	有価証券 現物	主な上場デリバティブ商品(先物・オプション)			
			金融関連	農産物	エネルギー 工業品	その他
イギリス	ロンドン証券取引所	○				
	ユーロネクスト・ライフ ^(注) [NYSE・ユーロネクストグループ]		個別株式 外国為替 株価指数 金利	ココア コーヒー コーン 菜種 粗糖 砂糖 飼料用小麦 製粉小麦		
	ICEフューチャーズ		外国為替	ココア コーヒー 綿 オレンジ果汁 砂糖	ブレント油 石炭 軽油 ガソリン 燃料油 中東原油 天然ガス WTI原油	電力 排出権 商品指數
ドイツ	ロンドン金属取引所				アルミニウム 銅 ニッケル スズ 亜鉛 鉛 プラスチック 鉄	
	法兰クフルト証券取引所	○				
	ユーレックス		個別株式 株価指数 金利 債券 ETF CDS指數			
	ヨーロピアン・エネルギー取引所				天然ガス 石炭	電力 排出権
フランス	リスクマネジメント取引所			ブタ 子豚 ジャガイモ 小麦 大麦		
	ユーロネクスト・パリ ^(注) [NYSE・ユーロネクストグループ]	○	個別株式 株価指数			

(注) ユーロネクストグループであるアムステルダム(オランダ)、ブリュッセル(ベルギー)、リスボン(ポルトガル)、パリ(フランス)の各取引所においては有価証券現物及びその関連デリバティブ取引を上場しており、商品デリバティブ取引については各取引所を通じてユーロネクスト・ライフにおいて取引される。なお、ユーロネクストグループは2007年4月に持株会社形態によりNYSEグループと経営統合している。

(各取引所のホームページより調査)

韓国・シンガポールにおける主な取引所の取扱商品

	取引所名	有価証券 現物	主な上場デリバティブ商品(先物・オプション)			
			金融関連	農産物	エネルギー 工業品	その他
韓国	韓国取引所	○	外国為替 株価指数 債券指數 金利 個別株式		金	
シンガポール取引所グループ	シンガポール証券取引所	○				
	シンガポールデリバティブ取引所		株価指數 金利			
	ジョイントアジアンデリバティブ取引所			ゴム	パーム油	
	シンガポール商品取引所			ゴム コーヒー		

(各取引所のホームページより調査)

各国主要取引所におけるETFの上場状況

	ETFの上場数	ETFの連動対象
東 証	11	株価指数
大 証	6	株価指数 商品現物(金)
ニューヨーク証券取引所 (NYSE)	214	株価指数 債券指数 為替レート 商品先物指数 商品現物(金) 等
ロンドン証券取引所 (LSE)	129	株価指数 債券指数 商品先物指数 商品先物(原油等) 商品現物(金等) 等
ドイツ証券取引所 (Deutsche Börse)	299	株価指数 債券指数 商品先物指数 商品先物(原油等) 商品現物(金等) 等
ユーロネクスト (Euronext)	284	株価指数 債券指数 商品先物指数 商品先物(原油等) 商品現物(金等) 等
シンガポール取引所 (SGX)	17	株価指数 債券指数 商品先物指数 商品現物(金)

(出所) World Federation of Exchanges "Monthly Statistics" 及び各取引所 HP に基づき作成。

(注1) 計数は07年9月末現在(東証及び大証は10月末現在)。

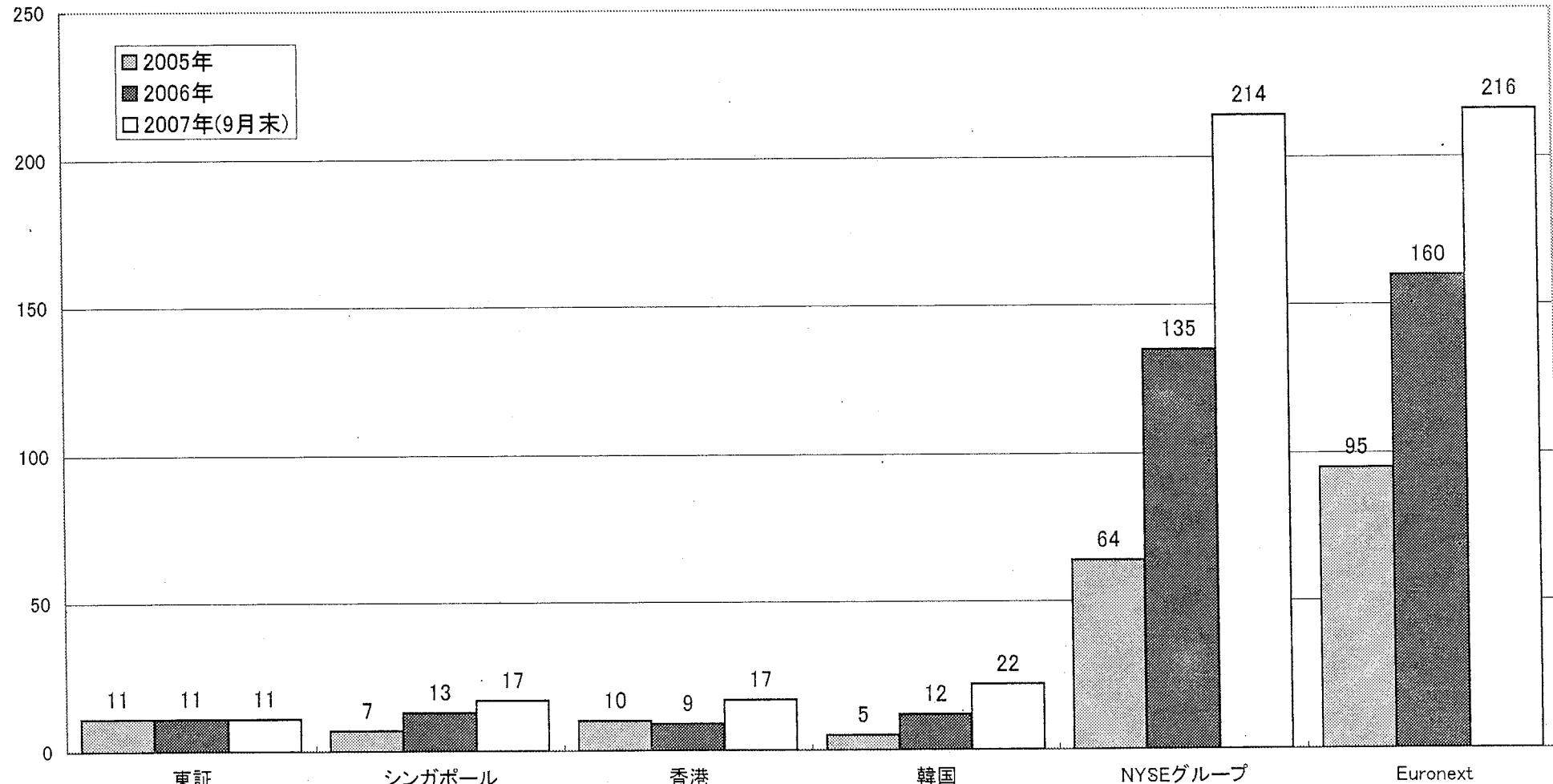
(注2) ロンドン証券取引所、ドイツ証券取引所、ユーロネクストの ETF には ETC(Exchange Traded Commodities) を含む。

(注3) シンガポール取引所はグループ会社として商品取引所を保有。

ETF銘柄数の推移

(2005年末→2006年末→2007年9月末)

(銘柄)



(出所)World Federation of Exchanges "annual statistics" 及び "monthly statistics" 並びに各取引所HPに基づき作成。

(注)・2005年12月末、2006年12月末、2007年9月末時点において各証券取引所に上場されたETFの銘柄数。

(参照条文)

信託法 (平成十八年十二月十五日法律第百八号)

(受益証券の発行に関する信託行為の定め)

第百八十五条 信託行為においては、この章の定めるところにより、一又は二以上の受益権を表示する証券（以下「受益証券」という。）を発行する旨を定めることができる。

- 2 前項の規定は、当該信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨を定めることを妨げない。
- 3 第一項の定めのある信託（以下「受益証券発行信託」という。）においては、信託の変更によって前二項の定めを変更することはできない。
- 4 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によって同項又は第二項の定めを設けることはできない。

金融商品取引法 (昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)

(定義)

第二条 (略)

一～十三 (略)

十四 信託法（平成十八年法律第二十五号）に規定する受益証券発行信託の受益証券

十五～二十一 (略)

2～31 (略)

(参照条文)

投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年六月四日法律第百九十八号)

(定義)

第二条 この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成十二年十一月十七日政令第四百八十号)

(特定資産の範囲)

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券
- 二 デリバティブ取引に係る権利 → 金融商品取引法上の
(金融・証券)デリバティブ
- 三 不動産
- 四 不動産の賃借権
- 五 地上権
- 六 約束手形（第一号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。）
- 七 金銭債権（第一号、第二号及び前号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。）
- 八 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（第一号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において「匿名組合出資持分」という。）

投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年六月四日法律第百九十八号)

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止等)

第八条 委託者指図型投資信託（証券投資信託であつて受益者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）は、金銭信託でなければならない。

2・3 (略)

投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成十二年十一月十七日政令第四百八十号)

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十四条第一号及び第三号並びに第百十九条において同じ。）により行われる場合にあっては、当該受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次号において同じ。）に登録される旨を投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた証券投資信託（金銭の信託に限る。）

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託

イ その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数（金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する外国法人の株式を含む。）について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものとして金融庁長官の指定するものをいう。）の変動率に一致させることを目的として当該株価指数に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用する旨

ロ その受益証券の募集に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式によって当該受益証券を取得

しなければならない旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する株式（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三 （略）

投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号イの規定に基づき株価指数を定める件

（平成十八年六月六日金融庁告示第五十五号）

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号イの規定に基づき、株価指数を次のように指定する。

- 一 日経平均株価
- 二 東証株価指数
- 三 日経株価指数三〇〇
- 四 S&P／TOPIX一五〇
- 五 FTSE日本指数
- 六 TOPIX Core三〇
- 七 東証電気機器株価指数
- 八 東証輸送用機器株価指数
- 九 東証銀行業株価指数
- 十 Russell／Nomura Small Cap Core インデックス
- 十一 Dow Jones Industrial Average
- 十二 Nasdaq一一〇〇 Index

(参照条文)

商品投資に係る事業の規制に関する法律 (平成三年五月二日法律第六十六号)

(定義)

第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品（以下「特定商品」という。）又は同条第五項に規定する商品指数（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定商品指数」という。）について、同法第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であって、同条第八項に規定する先物取引に類するものを含む。）を行うこと。
 - 二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。次号及び次項において同じ。）として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定物品」という。）について、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取引を成立させることができる権利（同号において「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引を行うこと。
 - 三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあっては、その行使。以下この号において同じ。）により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「指定物品」という。）を取得（生産を含む。）し、これを譲渡し、使用し、又は使用されること。
- 2 この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方が、相手方から、商品投資に係る投資判断（投資の対象となる物品の種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（前項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品取引所法第二条第八項第一号に規定する取引を除く。）及び前項第二号に規定する取引にあっては、行うべき取引の内容及び時期についての判断）をいう。以下同じ。）の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため商品投資を行うのに必要な権限を委任することを内容とする契約をいう。
- 3～5 （略）
- 6 この法律において「商品投資受益権」とは、次に掲げる権利であって、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

- 一 商品投資契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利
- 二 信託財産の全部又は一部を商品投資により運用することを目的とする信託の収益の分配及び元本の返還を受ける権利
- 三 外国の法令に準拠して設立された法人（次条及び第三十九条において「外国法人」という。）に対する権利であって、前二号に掲げるものに類するもの

（商品投資顧問業者の許可）

第三条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社（外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

（商品投資契約の締結等に関する制限）

第三十三条 （略）

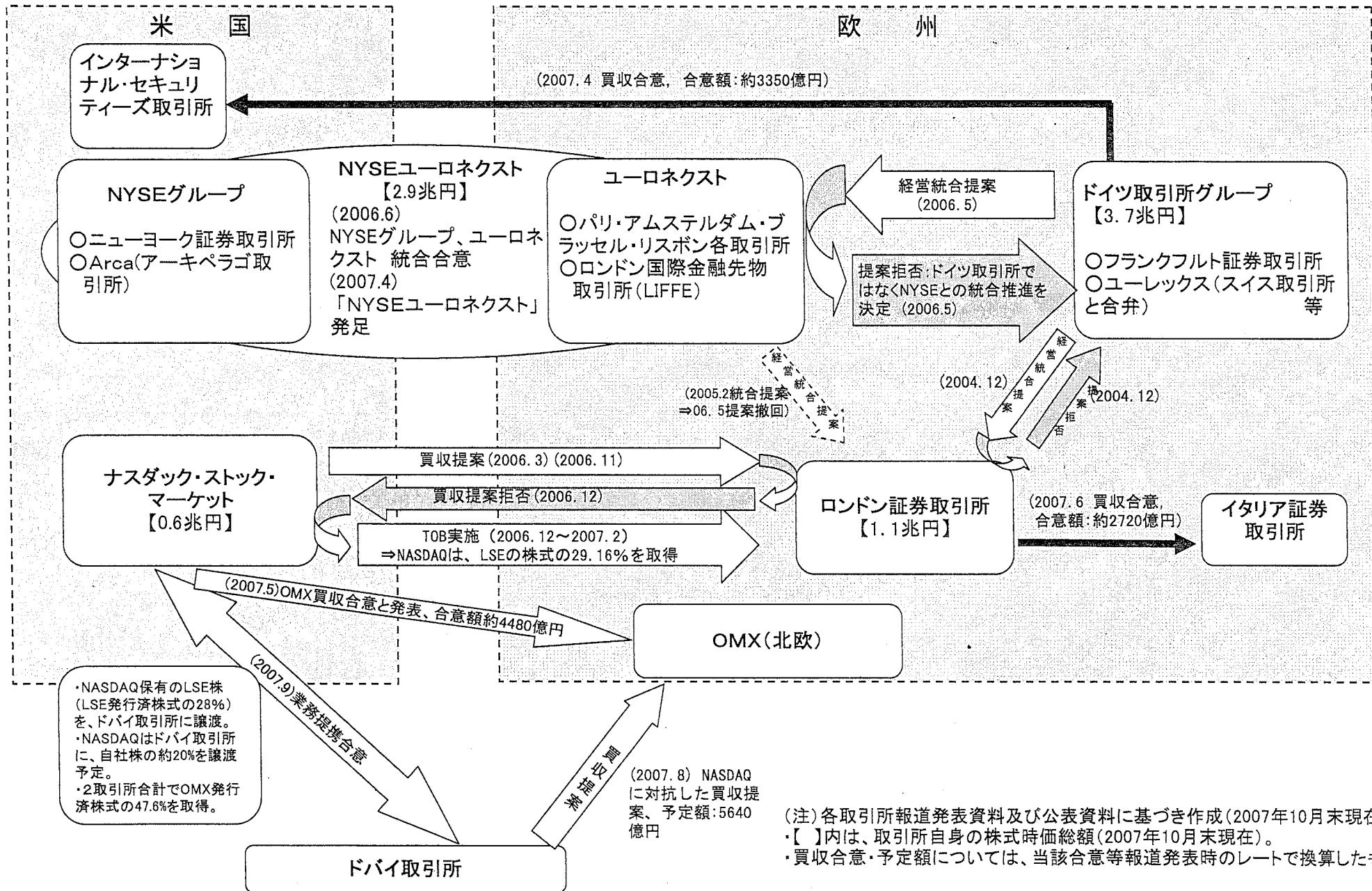
2 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介（以下この項及び第三十五条において「販売等」という。）を業として行う者は、商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る投資判断を一任する契約に係る商品投資受益権でなければ、その販売等をしてはならない。ただし、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第四十条第二項において同じ。）又は信託業務を兼営する金融機関が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者からの指図を受けないで行う商品投資に係る商品投資受益権及び投資運用業を行う者の運用財産の運用上生じた余裕金その他これに類するものとして政令で定める資金を商品投資により運用することを内容とする契約に係る商品投資受益権については、この限りでない。

コモディティ関連 ETF についての法令の適用関係

投資対象	発行形態	
	受益証券発行信託	投資信託
コモディティ現物	<ul style="list-style-type: none"> 商品ファンド法の適用なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託法上の特定資産として政令指定する必要。 現物交換型については、投資信託法の改正が必要。 商品ファンド法の適用なし。
コモディティ・デリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> 商品ファンド法に基づき、商品投資顧問業者に対して商品投資に係る投資判断を一任する必要^(注)。 ⇒ 委託者は自ら運用指図できず、商品投資顧問業者を選任するコストが発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託法上の特定資産として政令指定する必要。 現物交換型については、投資信託法の改正が必要。 商品ファンド法に基づき、商品投資顧問業者に対して商品投資に係る投資判断を一任する必要^(注)。 ⇒ 委託者は自ら運用指図できず、商品投資顧問業者を選任するコストが発生。

(注)委託者指図型の信託を前提とした場合。

欧米における取引所の統合の動き



金融商品取引所と商品取引所の業務範囲等

	金融商品取引法	商品取引所法
取 引 所	取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務	商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務
	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 20 %以上の取得・保有を禁止 ・ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社については当該規制の適用除外 ・また、地方公共団体その他の政令で定める者については、金融庁長官の認可を受けければ、50 %以下の取得・保有が可能 <p style="text-align: center;">【政令で地方公共団体のみ規定】</p>	5 %超の取得・保有を一律禁止
持 株 会 社	子会社の業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社のみ子会社とすることが可能 ・ただし、金融庁長官の認可を受けた場合は、取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができます。 <p style="text-align: center;">【子会社に関する規定なし】</p>
持 株 会 社	持株会社の業務範囲	子会社である株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する業務
	子会社の業務範団	(取引所の子会社の業務範囲と同じ)

(注) 子会社とは、当該会社の議決権の過半数を保有する会社をいう。